

平成29年度利用者負担額表(1号認定)

市階層	定 義	市基準額	
		第1子	第2子
O10	被生活保護世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2A	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2B	市町村民税所得割非課税世帯 (O10・O2A階層を除く)	第1子	2,170
		第2子	0
		第3子	0
O3A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	2,170
		第2子	0
		第3子	0
O3B	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	10,220
		第2子	5,110
		第3子	0
D01	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	14,860
		第2子	7,430
		第3子	0
D02	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	18,630
		第2子	9,310
		第3子	0

* 上記市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額になります。

* 別途諸経費があります。金額については園に確認してください。